

カンボジア王国における持続可能な水の共有に係る協力に関する
日本国厚生労働省とカンボジア王国工業手工芸省との間の覚書
【概要】

平成 28 年 1 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

■文書名

Memorandum of Cooperation between the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan and the Ministry of Industry & Handicraft of the Kingdom of Cambodia regarding Cooperation on Sustainable Water Supply in the Kingdom of Cambodia

■署名者

塩崎恭久 厚生労働大臣

チャム・プラシッド カンボジア王国工業手工芸大臣

■趣旨

両者は、カンボジア王国国家開発戦略に基づき、カンボジアにおける水道の自立的な発展を目指す。

■活動の範囲

- (1) カンボジアにおける最適な水道の普及を促進するために、日本の水道に関する経験及び技術を提供する。
- (2) 活動の対象はカンボジア全州の都市部とする。
- (3) 目的を達成するために水道事業体及び民間企業の知見を活用し協力関係を促進させる。

■具体的措置

本覚書に基づく活動は、両者及びカンボジアにおける水道分野の国際協力の実績と知見を有する北九州市との協力において実施される。